

船舶事故等調査報告書

平成21年4月23日
運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2008横第67号	
事故等名	貨物船第五大竜丸乗揚	
発生年月日時刻	平成20年8月7日06時00分ごろ	
発生場所	京浜港川崎区夜光岸壁(水江運河) (北緯35° 31.05'、東経139° 44.62')	
事故等調査の経過	調査の概要:平成20年11月14日横浜・地方事故調査官が海難報告書を入手し、平成21年2月19日船舶所有者から損傷状況等についての回答書を入手 原因関係者からの意見聴取:意見なし	
事実情報	船種・船名・総トン数 貨物船 第五大竜丸 436トン 船舶番号(IMO 番号) 131663 船舶所有者等 大竜海運株式会社	
船種・船名・総トン数 船舶番号(IMO 番号) 船舶所有者等		
乗組員等に関する情報	船長 五級海技士(航海)	
負傷者	なし	
損傷	船底に擦過傷及びプロペラ先端部欠損	
事故等の経過	本船は、京浜港川崎区夜光岸壁に着岸作業中、平成20年8月7日06時00分ごろ、船尾船底が海底に乗り揚げた。 当時天候は、晴、風力1の南西風、潮候は上げ潮の末期であった。	
分析	気象・海象の関与 なし 乗組員等の関与 あり 船体・機関等の関与 なし 判明した事項の解析 本船は、船首3.3m、船尾4.5mの喫水で、水深約3m、潮高約130cmの場所に着岸しようとしたが、船尾の余裕水深が十分でない状態であった可能性があると考えられる。 余裕水深が十分でなかったのは、船長が積載量を誤認し、船尾に積載し過ぎた可能性があると考えられる。	
原因	本事故は、本船が着岸作業中、船尾の余裕水深が十分でない状態で着岸しようとしたため、海底に乗り揚げたことにより発生した可能性があると考えられる。	
その他の事項	なし	